平成２５年（フ）第２７５号
兵庫県西宮市苦楽園一番町１番18号　ディスク苦楽園102号、前住所兵庫県西宮市泉町５番27―203号
債務者　出羽奈々子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―1009号
債務者　河合　秀明
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９０号
兵庫県尼崎市竹谷町１丁目16番地の５　コラボ尼崎303、前住所兵庫県尼崎市昭和通５丁目186番地の２　クラウンハイム尼崎昭和通1402号
債務者　勇　　君夫
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０３号
兵庫県明石市魚住町西岡896番地の３　プレステージ明石魚住Ⅶ503号
債務者　宮下　修市
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
神戸市西区押部谷町養田585番地
債務者　木下　高志
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
兵庫県明石市荷山町1855番地の64　403号、前住所鹿児島県曽於市末吉町二之方5831番地８
債務者　中谷美恵子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
神戸市西区天が岡11番地の２
債務者　立花　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
福岡県嘉麻市上山田214番地２
債務者　田上　敏之
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第６４号
福岡県田川市大字奈良1534番地５　大浦団地県住６棟603号、前住所福岡県田川市大字伊加利2186番地　県営住宅伊加利団地12号
債務者　賀耒　玲菜（旧姓石丸）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第６６号
福岡県田川市大字弓削田743番地
債務者　尾崎　政雄
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第６７号
福岡県田川市大字夏吉741番地５　たかはグリーンハイツ302号室
債務者　堀川　孔利
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１６０号
宮崎市佐土原町下田島20688番地75
債務者　馬越登志子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８０号
宮崎市大塚台西１丁目１番地32　セラヴィ大塚台２―606号
債務者　池田　健二
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７２号
富山市堀川町704番地１、前住所石川県加賀市山代温泉桜町２丁目53番地
債務者　荒田　健治
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０１号
富山県射水市海老江50番地２　海老江県営住宅１―305
債務者　楢﨑　美香
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８７７号
北九州市戸畑区西大谷２丁目９番９号
債務者　尾形　道子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部